

館山市地域おこし協力隊（食のまちづくり推進業務）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、館山市の食の豊かさを活かした地域産業の活性化のため、農水産物の6次産業化や農商工連携、地産地消など、市が目指す「食のまちづくり」に関連する事業の新たな担い手として、地域おこし協力隊制度の活用により都市部人材を積極的に誘致し、館山市の食の魅力向上や情報発信・PR等を強化するとともに、当該人材が地域活動を通じて住民等との関係を築くなかで、本市への定住・定着を促進することを目的とした館山市地域おこし協力隊事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（隊員の委嘱）

第2条 市長は、次の各号の要件のすべてを満たす者であって、これにふさわしいと認めた者を、地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）として委嘱する。この場合において、市は隊員と雇用契約を締結しないものとする。

- (1) 隊員の委嘱にあたり、生活の拠点を、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域以外）から館山市に移し、住民基本台帳を本市へ異動させる意思のある者（委嘱を受ける前に既に館山市に定住・定着している者（既に住民基本台帳の異動が行われている者等）は含まない。）
 - (2) 食のまちづくり拠点施設整備事業等に関わりながら地域住民や事業者と親しみ、市の目指す「食のまちづくり」による地域産業の活性化に積極的に取り組むとともに、その活動を活かした新たなビジネス展開にも意欲を持ち、本事業終了後、本市に定住する意思のある者
- 2 隊員の任期は一会計年度内において必要な期間とし、通算3年（36か月）を限度として期間の延長をすることができる。
- 3 前項の規定により、期間を延長する場合には、一会計年度ごとに委嘱期間延長の手続きを行うものとする。
- 4 第1項の要件を満たすことの確認及び具体的な活動内容の理解を深めることを目的に、隊員委嘱前に、2週間以上3か月以内のインターン期間を設けることができるものとする。なお、必要な事項は別に定める。

（隊員の活動）

第3条 隊員は、地域おこし協力隊として、「食のまちづくり」の推進に関し、次に掲げる活動を行う。ただし、活動の方向性等については、館山市と隊員が協議のうえ、決定するものとする。

- (1) 食のまちづくり拠点施設の開業準備支援
- (2) 食のまちづくり拠点施設と生産者・事業者等との連携調整・関係強化支援
- (3) 食のブランド化推進
- (4) 農水産物の地域内外流通に関する調査・研究、システム構築の検討

- (5) 食のまちづくり推進に関する情報発信・PR
- (6) その他、地域振興に係る活動で、特に市長が必要と認めたもの

(隊員の活動時間及び活動日数)

第4条 隊員の地域おこし協力隊における活動時間は、原則として1日7時間45分とする。

- 2 隊員の地域おこし協力隊における活動日数は、原則として1か月20日間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、隊員の活動時間等を調整できるものとする。
- 4 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）は休日とする。ただし、当該日に活動の必要性がある場合は、これを妨げるものではない。
- 5 隊員の休暇日は、市と協議のうえ、決定するものとする。
- 6 隊員は、館山市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年3月30日規則第15号）に規定する会計年度任用職員の休暇に準じ、報償の支給対象休暇とすることができるものとする。

(報償)

第5条 市長は、隊員への報償として、1か月あたり233,000円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、1か月の隊員の活動日数及び報償の支給対象休暇日数の合計日数が、前条第2項及び第3項に基づき、市長により定められた活動日数に満たない場合は、不足する日数に1日あたり11,650円を乗じた額を報償額から減額するものとする。
- 3 報償は、活動実績に基づき、翌月21日までに、隊員が指定した口座に振り込むものとする。

(活動報告)

第6条 隊員は、地域おこし協力隊の活動内容について、毎月1日～末日までの各日における地域おこし協力隊活動日誌（別記様式第1号）及び各月の活動状況をまとめた地域おこし協力隊活動状況報告書（別記様式第2号）を作成し、活動を行った日の属する月の翌月5日までに市長に提出しなければならない。

(成果報告)

第7条 隊員は、地域おこし協力隊としての活動や調査・研究においてあげた成果を、必要に応じて市長へ報告するものとする。

(活動の免除等)

第8条 市長は、隊員から申出があった場合で、地域おこし協力隊の事業の推進に支障が無いと認めた場合は、活動の一部を免除することができる。

2 隊員は、地域おこし協力隊の活動に支障がない範囲において、就業等ができるものとする。

(隊員に対する支援等)

第9条 市長は、地域おこし協力隊事業を推進するため、隊員に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 隊員が地域に定着するための生活支援
- (3) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (4) その他市長が必要と認める支援

2 市長は、前項の支援について、予算の範囲内において、必要な経費を補助できるものとする。

3 市長は、第1項に規定する支援の一部について、委託することができるものとする。

(委嘱の取消し)

第10条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 本人から取消しの申出があった場合
- (2) 隊員に不良行為が認められた場合
- (3) 傷病等により、地域おこし協力隊の活動の継続ができなくなった場合
- (4) その他特段の事由がある場合

(守秘義務)

第11条 隊員は、地域おこし協力隊活動上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。また、委嘱を解かれた後も同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月9日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

地域おこし協力隊員活動日誌

年 月分

隊員名

日時	活動時間	活動内容
	AM ~	
	PM ~	
	(注1) (注2)	
	AM ~	
	PM ~	
	AM ~	
	PM ~	
	AM ~	
	PM ~	
	AM ~	
	PM ~	
	AM ~	
	PM ~	
	AM ~	
	PM ~	
	AM ~	
	PM ~	

(注1) : 1日の活動時間

(注2) : 1か月の累積活動時間

様式第2号(第6条関係)

地域おこし協力隊活動状況報告書

年 月分

隊員名		健康状態	
実施した活動の概要・状況等を記載して下さい。			